⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
①　九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年４月30日において次の条件を満たすものとする。
①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、ア）～ウ）は同一工事とする。
ア）道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ）橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
ウ）最大支間長が25m以上であること。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」を準用するものとする。
８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。
９　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「福岡208号沖端高架橋上部工（P26―A２）工事工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

佐賀大学（鍋島１）医病東病棟等改修その他工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成27年４月３日
国立大学法人佐賀大学長　佛淵　孝夫
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41
○第１号
１　工事名　佐賀大学（鍋島１）医病東病棟等改修その他工事
２　工事場所　佐賀県佐賀市鍋島５丁目１番１号　佐賀大学鍋島１団地構内
３　工事概要　本工事は、佐賀大学医学部附属病院の病棟（鉄筋コンクリート造、地上７階建、改修面積12,980㎡）、外来診療棟等（鉄筋コンクリート造、地上３階建、改修面積10,920㎡）の改修工事及び病棟（鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、地上１階建、建築面積330㎡、延べ面積330㎡）増築の新営工事を施工するものである。
４　工期　平成30年３月30日まで
５　特定ＪＶ競争参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成27年４月３日から平成27年４月27日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、最終日の４月27日は午後１時まで。）。
⑵　受付場所　〒840―8502 佐賀県佐賀市本庄町１番地　国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課総務主担当　電話0952―28―8968
６　特定ＪＶの構成員の数及び資格要件等
次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定ＪＶであること。
⑴　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,190点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては900点）以上であること。
⑷　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者
㈠　建物用途　病院
㈡　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上４階建て以上かつ延べ面積4,500㎡以上
②　共同企業体の代表者以外の構成員
㈠　建物用途　病院
㈡　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上２階建て以上かつ延べ面積2,000㎡以上
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。また、事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記①の施工実績を有すること。
⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　構成員の数は、２社又は３社とすること。
⑺　結成方法は、自主結成とすること。
⑻　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　代表者は、施工能力が最大で、かつ出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者、技術士（技術士法による二次試験のうち、